

## 序章 公共施設再配置計画について

### 1 計画の目的

今後も進行することが見込まれる人口減少や少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化などによる利用状況の変化など、本市の公共施設等を取り巻く環境は予想以上に厳しいものとなっております。

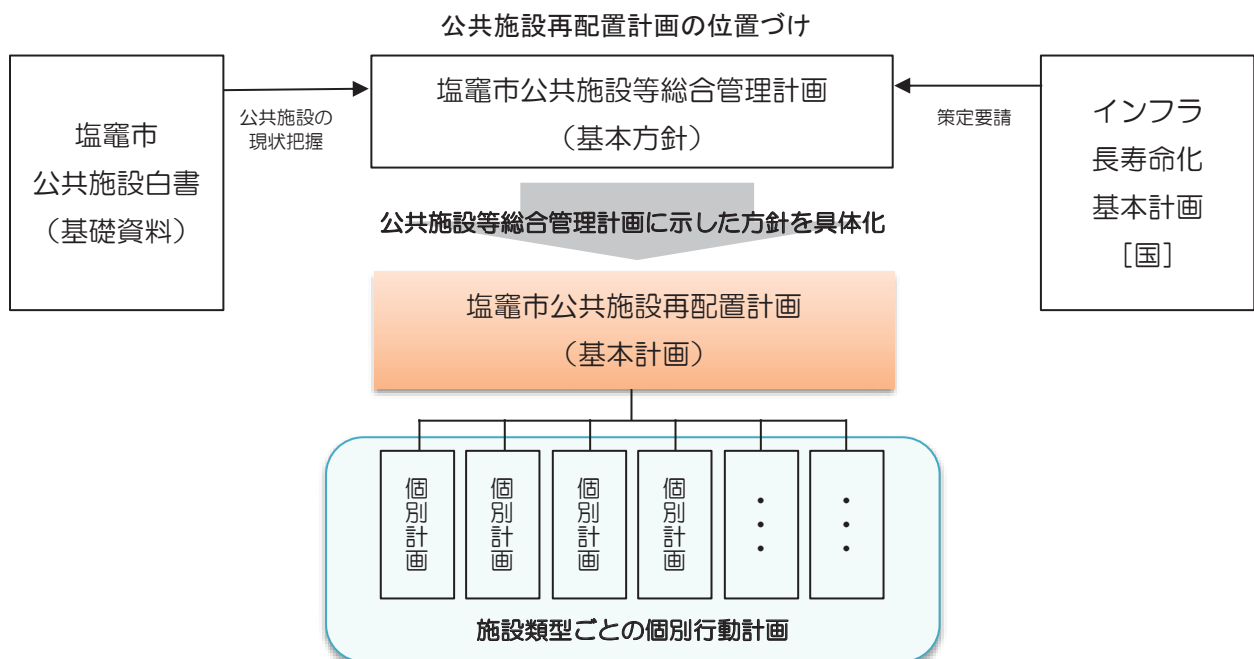
このような現状を踏まえ、本市では、最適な公共施設サービスと財政運営を両立させながら、公共施設を総合的かつ統括的に企画、管理、活用する仕組みである公共施設マネジメントに取り組むこととし、その基礎資料として、市が所有する公共施設の全体像と各用途別施設の現状分析をまとめた「塩竈市公共施設白書」と、「塩竈市公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月に策定し、公共施設等の適正管理及び有効活用の推進に関する基本的な方向性を示しました。

そして、公共施設等総合管理計画で示した今後の公共施設マネジメントの方向性を踏まえ、公共施設の再配置を具体的に進めていくための基本計画となる「塩竈市公共施設再配置計画（素案）」を作成し、学識経験者や市民からなる審議会に本素案を諮るとともに、市民団体への説明やパブリックコメントを募るなどして、平成 31 年 3 月に本計画を策定しました。

今後、本計画に基づき、将来の市の財政状況や人口規模を見据えつつ、多様化する市民ニーズへの対応や住みよいまちづくりを実現するための最適な公共施設の体系構築を推進してまいります。

### 2 計画の位置づけ

公共施設再配置計画は、公共施設等総合管理計画で定めた今後の公共施設マネジメントの方針等を具体化し、類型ごとに再配置案を示し、その後の個別計画策定に資するものとします。



### 3 計画期間

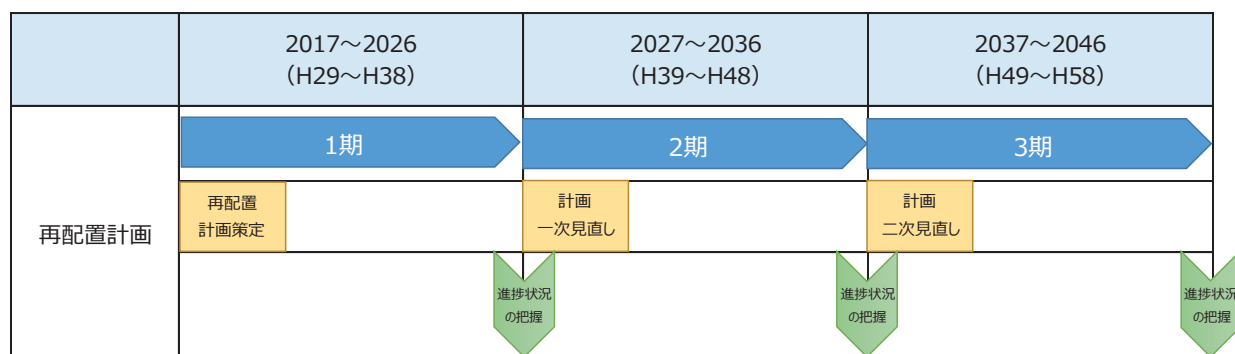
平成 29 年 3 月に策定した公共施設等総合管理計画は平成 29 年（2017 年）から平成 58 年（2046 年）までの 30 年間の計画としています。本計画においても、当該計画と合わせ今後 30 年間を見据えたものとしします。

ただし、今後の施設再配置に関する実施計画を長期の視点で策定することは、不確定要素もあり現実感の乏しいものとなることが懸念されます。そこで、本計画では短期、中期、長期の期間設定を行い、10 年を一区切りとして本市の保有する施設において再配置の方向性を検討しますが、現状に沿うように 10 年に一度の見直しを行います。また、平成 39 年（2027 年）以降の見直しについては本計画における短期・中期・長期を 1 期、2 期、3 期と設定し、一次見直しでは 1 期の進捗状況を踏まえつつ、2 期・3 期の軌道修正を行い、二次見直しでは 2 期目までの進捗状況を踏まえつつ 3 期目の軌道修正を行います。

再配置計画での計画期間

短 期	中 期	長 期
平成 29 年度～平成 38 年度	平成 39 年度～平成 48 年度	平成 49 年度～平成 58 年度

再配置計画策定のロードマップ



### 4 再配置計画で対象とする施設

本市は、庁舎、小中学校、文化施設、スポーツ施設など多岐にわたる公共施設を保有しています。

本計画では、市が所有する普通会計<sup>1</sup>の公共施設を対象とします。なお、普通会計における道路・橋りょうなどの公共インフラを除きます。

<sup>1</sup> 普通会計とは、総務省が全国の自治体の財政状況を一定のルールに基づいて把握するための会計区分であり、本市では、一般会計、公共用地先行取得事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の合計となります。